許可番号 第02900017848号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　愛知県名古屋市北区六が池町555番地

氏　名　朝日金属株式会社

代表取締役　桑原　由行

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事　山下　　真

許可の年月日　　令和　８年　１月２９日

許可の有効年月日　　令和１５年　１月２８日

１．事業の範囲

事業の区分：　積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)
※水銀使用製品産業廃棄物を含む　以上７種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

該当なし

４．許可の更新または変更の状況

平成２６年　１月２９日　新規許可、
平成３１年　１月２９日　更新許可、
平成３１年　２月１５日　優良基準適合、
令和　８年　１月２９日　更新許可

５．積替え許可の有無　無

６．規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無　　無

奈良県指令廃対第403号の411

愛知県名古屋市北区六が池町555番地

朝日金属株式会社　殿

令和　７年１２月　３日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の規定により、次のとおり許可します。
なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和　８年　２月１３日

奈良県知事　山下　真

１．事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
	取り扱う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)　※水銀使用製品産業廃棄物を含む　以上７種類		
許可番号		０２９０００１７８４８	許可期限	令和１５年　１月２８日

留意事項
１　事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
２　許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
３　住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、１０日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１０条の１０第３項第１号又は第２号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、３０日）以内に所定の手続きをすること。
４　事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、１年ごとに閉鎖し、その後５年間は保存すること。
５　運搬車両の保管場所は、

愛知県半田市新居町7-107、春日井市味美上ノ町字丑渡2087-10、三重県四日市市昌栄町2715-1

６　運搬車両は

（以下、名古屋）130す1003、130さ1004、130さ1005、130す1007、130せ1008、130ぬ1010、130そ1011、130た1012、130ち1014、130そ1015、130せ1016、130た1017、100は1701、100は3115、100せ3748、100は4177、100は8654、100は8415、100は6111、100は6745、100は6912、100は8336、100は9866、100ひ809、100ひ1181、100ひ517、100ひ2569、100つ9709、130す1018、130す1019、130つ1021、130せ1022、130そ1023、130そ1024、130せ1025、130た1026、130せ1027、130と1028、130た1030、130さ1032、130す1033、130す1034、130さ1036、130さ1037、130さ1061、130す1062、130そ1063、130せ1065、100ひ4015、100ひ4283、100て6108、100ひ6214、100ひ6423、100ひ7400、100ひ7776、100ひ8430、100ひ8759、100ひ2569（以下、三重）100は1362、100は2325、100は2583、100は2956、130あ3496、130あ3962、100は3990、100は4113、100は4114、100は4269、100か9317、100は4787、100は4932、100き1024、100せ3147、100せ3571、100き1530、100は5684、100は5683、100は5929、100は5961、100は5982、100は6222、100せ8536、400と6027、100は6172、100は7346、100は7500（以下、四日市）100は12、100か121、100は74、100さ259、100は129、100は139、100は414、100は352、100は428、100は437、100は483、110さ1807、110さ6081、100は507、100は482、100は519、100は469　以上１０３台

（教示）
１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。